

第 26 回 総 会

平成29年5月11日（木）午後2時～

ロイヤルホールヨコハマ

全国自転車問題自治体連絡協議会

目 次

1	第26回総会および自転車問題解決促進大会次第	1
2	全国自転車問題自治体連絡協議会役員名簿（平成29年5月1日現在）	2
3	平成28年度事業報告（認定第1号）	3
4	平成28年度歳入歳出決算（認定第2号）	6
5	平成28年度会計監査報告	7
6	平成29年度事業計画（案）（議案第1号）	8
7	平成29年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）	9
8	平成29年度全国自転車問題自治体連絡協議会功労者表彰	10
9	第26回自転車問題解決促進大会 大会決議	11

【資料】

○全国自転車問題自治体連絡協議会会員名簿 （平成29年4月1日現在）	14
○全国自転車問題自治体連絡協議会規約	18

第26回総会および自転車問題解決促進大会次第

第1部 総会（午後2時～午後2時30分）

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 開催市長挨拶
- (4) 役員紹介
- (5) 議長選出
- (6) 議 事
 - 認定第1号 平成28年度事業報告
 - 認定第2号 平成28年度歳入歳出決算
監査報告
 - 議案第1号 平成29年度事業計画（案）
 - 議案第2号 平成29年度歳入歳出予算（案）
- (7) 閉 会

第2部 自転車問題解決促進大会（午後2時45分～午後3時45分）

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 来賓祝辞
- (4) 来賓紹介
- (5) 役員紹介
- (6) 功労者の表彰
- (7) 意見発表
- (8) 大会決議
- (9) 閉会のことば
- (10) 閉 会

第3部 講演会（午後4時～午後5時00分）

講演会その1

テーマ 「How to メッセンジャー」

講演者 有限会社クリオシティ 代表取締役 柳川 健一 氏

講演会その2

テーマ 「NCDのパーキングシステム事業について」

講演者 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 中根 純一 氏
古高 誠司 氏

全国自転車問題自治体連絡協議会

役員名簿

会 長	千代田区長	いし 石	かわ 川	まさ 雅	み 己
副会長	札幌市長	あき 秋	もと 元	かつ 克	ひろ 広
同	八王子市長	いし 石	もり 森	たか 孝	ゆき 志
同	静岡市長	た 田	なべ 辺	のぶ 信	ひろ 宏
同	姫路市長	いわ 石	み 見	とし 利	かつ 勝
同	徳島市長	えん 遠	どう 藤	あき 彰	よし 良
理 事	いわき市長	し 清	みず 水	とし 敏	お 男
同	宇都宮市長	さ 佐	とう 藤	えい 栄	いち 一
同	さいたま市長	し 清	みず 水	はや 勇	と 人
同	横浜市長		はやし 林	ふみ 文	こ 子
同	富山市長		もり 森	まさ 雅	し 志
同	岸和田市長	し 信	ぎ 貴	よし 芳	のり 則
同	広島市長	まつ 松	い 井	かず 一	み 實
同	北九州市長	きた 北	はし 橋	けん 健	じ 治
監 事	武蔵野市長	むら 邑	かみ 上	もり 守	まさ 正
同	福岡市長	たか 高	しま 島	そういちろう 宗一郎	

認定第1号

平成28年度事業報告

1 第25回総会の開催

(1) 総会

開催日時 平成28年5月19日(木) 午後2時から午後5時00分

会場 京王プラザホテル八王子(八王子市)

概要

第一部総会は、56自治体等会員計160名が参加して盛大に開催され、片山幸久議長(静岡市交通政策担当部長)の進行のもと、全ての議案が全会一致で承認、採択された。

(2) 自転車問題解決促進大会

第二部自転車問題解決促進大会は、石川会長挨拶、来賓祝辞、来賓紹介、役員紹介などが行われ、次に、功労者表彰者が以下のとおり発表された。

【功労者表彰者】

自治体特別表彰 東久留米市 古澤 毅彦氏
岡山市 矢野 憂二氏

次いで意見発表として、松戸市街づくり部交通施策課 小森直樹主事により自治体の取り組みが発表され、さらに広島市道路交通局自転車都市づくり推進課長高石実氏により大会決議が行われ、盛会のうちに終了した。

(3) 講演会

第三部では、講師を招いて自転車にかかわる講演が行われた。

内容は以下のとおり

・「ココロとカラダに効く自転車」

サイクルライフナビゲーター 絹代 氏

・「最新の自転車駐車場事情 ～八王子市の事例を通じて～」

株式会社ビシクレット 代表取締役 井上 喜一朗 氏

(4) グループ別研修会

総会終了後、任意参加によるグループ別研修会を開催し、賛助会員を含め多数の参加により、活発な情報交換が行われた。

(5) 施設見学会

総会の翌日の5月20日(金)に、八王子市駅周辺自転車駐車場等を見学した。

2 平成28年度役員会の開催

(1) 第一回役員会

- 開催日時 平成28年5月19日(木)午後5時から
会場 京王プラザホテル八王子(八王子市)
案件 1 平成29年度全自連会費について
2 平成28年度事業計画について
3 平成29年度以降の年度別役割分担について
4 平成29年度功労者表彰実施計画(案)について
5 要請行動について

(2) 第二回役員会

- 開催日時 平成28年10月27日(木)午後1時から
会場 ホテルモントレ仙台(仙台市)
案件 1 平成28年度事業報告(中間)、決算見込
2 平成29年度事業計画案、予算案
3 平成29年度事業役割分担案
4 第26回(平成29年度)総会実施要領案
5 その他

3 全日本研修会

- 開催日 平成28年10月27日(木)、28日(金)
会場 ホテルモントレ仙台(仙台市)
内容

【講演】

- 平成28年10月27日(木)午後2時45分から
「自転車駐車場工業会の活動について<サイクルラック等技術基準>」
講師：一般社団法人 自転車駐車場工業会

【事例発表】

- 平成28年10月27日(木)午後4時40分から
「宇都宮市自転車のまち推進計画」
宇都宮市建設部道路建設課サイクルシティ推進グループ 田崎 和則 氏

【グループ別研修会】

- 平成28年10月27日(木)午後6時から

【施設見学】

- 平成28年10月28日(金)午前9時から
仙台市内に整備されたコミュニティサイクル DATE BIKE や自転車駐車場、
自転車関連施設の見学会が行われた。

4 要請行動

実施日 平成 29 年 1 月 19 日 (木)

要請先 自転車活用推進議員連盟及び自転車関係省庁 (内閣府、国土交通省、警察庁)

概 容 全国自転車問題自治体連絡協議会として、第 25 回自転車問題解決促進大会において承認された決議文を携え、要請行動を行った。

認定第2号

平成28年度 歳入歳出決算

1 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入合計 (A)	歳出合計 (B)	歳入歳出差引残額 (C) (A) - (B)	翌年度へ繰越 (D) (= C)
3,749,347	2,402,848	1,346,499	1,346,499

2 歳入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
会費	2,250,000	2,240,000	.△ 10,000	会費@20,000×108=2,160,000 賛助会員@10,000×8= 80,000
雑収入	1,000	13	△ 987	預金利息
繰越	1,509,000	1,509,334	334	平成27年度よりの繰越金
歳入合計	3,760,000	3,749,347	△ 10,653	

3 歳出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	残額	摘要
事業費	2,589,000	1,595,188	993,812	
大会費	1,000,000	924,254	75,746	・総会（八王子市）
行動費	180,000	137,745	42,255	・役員会経費他
研修費	1,000,000	124,829	875,171	・全日本研修会（仙台市）
ホームページ 運用経費	289,000	288,360	640	・@25,000×1.08×1ヶ月 ・@22,000×1.08×11ヶ月
需用費	120,000	120,000	0	・総会資料作成費、全自連発送封筒作成等 ・超過分94,687円は予備費より充当
調査費	0	0	0	・今年度は非該当
事務費	750,000	701,332	48,668	
事務委託費	600,000	600,000	0	・事務局の事務委託
通信運搬費	90,000	64,402	25,598	・各種郵送料、振込手数料
交通費	60,000	36,930	23,070	・事務局旅費（仙台市）
予備費	421,000	106,328	314,672	・NPO法人自転車活用推進研究会の年会費10,000円 ・需用費に94,687円の充当（封筒）、朱肉1,641円
歳出合計	3,760,000	2,402,848	1,357,152	

平成 28 年度会計監査報告

(自) 平成 28 年 4 月 1 日

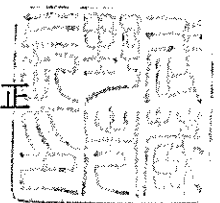
(至) 平成 29 年 3 月 31 日

歳入決算額	3,749,347円
歳出決算額	2,402,848円
繰越額	1,346,499円

平成 28 年度歳入歳出決算を審査した結果、公正かつ妥当なものと認めます。

平成 29 年 4 月 2 (日

監事 邑上 守正
(武蔵野市長)



平成 29 年 4 月 10 日

監事 高島 宗一郎
(福岡市長)



議案第1号

平成29年度事業計画（案）

年 月 日	事 業 名	事 業 内 容
平成29年 5月11日(木)	第26回総会 および 促進大会	内 容：①総会 ②自転車問題解決促進大会 ③講演会 会 場：横浜市
	役員会（第一回）	議 題：①平成30年度会費 ②事業分担について
平成29年 5月12日(金)	施設見学会	内 容：横浜市内の自転車施設見学
平成29年 10月～11月 (予定)	全日本研修会	内 容：講演、事例発表、施設見学他 会 場：宇都宮市
	役員会（第二回）	議 題：①第27回総会実施要領 ②平成29年度事業報告および決算 ③平成30年度事業及び予算
未定	関係省庁等への 要請行動	より効果的な要請行動とするため、役員会 でその内容を検討のうえ実施する。

※参考 30年度予定

平成30年 5月(予定)	第27回総会 および 促進大会	内 容：①総会 ②自転車問題解決促進大会 ③講演会 会 場：さいたま市
-----------------	-----------------------	--

議案第2号

平成29年度歳入歳出予算（案）

1 歳入の部

（単位：千円）

科目	平成29年度	平成28年度	比較増減	摘要（単位：円）
会費	2,050	2,250	△ 200	会費@20,000×99=1,980,000 賛助会員@10,000×7=70,000
雑収入	1	1	0	利息 300
繰越	1,346	1,509	△ 163	前年度繰越金
歳入合計	3,397	3,760	△ 363	

2 歳出の部

（単位：千円）

科目	平成29年度	平成28年度	比較増減	摘要（単位：円）
事業費	2,542	2,589	△ 47	
大会費	1,000	1,000	0	総会費 1,000,000
行動費	180	180	0	役員会経費 150,000 要請行動費等 30,000
研修費	1,000	1,000	0	全日本研修会 1,000,000
ホームページ運用経費	262	289	△ 27	運営管理委託料 @23,760×1ヶ月 @21,600×11ヶ月
需用費	100	120	△ 20	各種資料印刷、消耗品、表彰副賞等
調査費	0	0	0	
事務費	710	750	△ 40	
事務委託費	600	600	0	事務局事務の委託化（補助）
通信運搬費	70	90	△ 20	会員宛通知郵送代、振込手数料等
交通費	40	60	△ 20	事務局旅費等
予備費	145	421	△ 276	
歳出合計	3,397	3,760	△ 363	

平成29年度全国自転車問題自治体連絡協議会功労者表彰

1 全自連表彰

該当者なし

2 自治体特別表彰

No.	自治体名	氏名
1	八王子市	鎮野芳光
2	武蔵野市	近藤隆行

3 全自連役員表彰

該当者なし

第26回 自転車問題解決促進大会 大会決議

平成4年に放置自転車問題の解決に向けて発足した「全国自転車問題自治体連絡協議会」の活動も早や四半世紀を積み重ね、会員自治体をはじめとする各市区町村の懸命な取り組みにより、近年、全国の駅周辺における自転車放置台数は大幅に減少してきている。

しかしながら、近隣住民等の放置自転車に対する目はますます厳しくなっており、放置自転車に対する苦情や放置自転車対策への要望は一向に収まる気配がない。各市区町村は引き続き、駅周辺を重点とした放置自転車対策に積極的に取り組む必要がある。

一方で、健康や環境意識の高まりを背景にした自転車の利活用が注目されているなか、昨年12月には自転車の活用を総合的かつ計画的に推進していくため、「自転車活用推進法」が公布された。今後は、単に自転車問題の解決を図るだけでなく、自転車に関する諸課題を解決しながら、新たな自転車の利活用に向けた取組みを展開していくことが求められる。

よって、私たち「全国自転車問題自治体連絡協議会」は、「21世紀の交通の主演」たる自転車に関する諸課題の解決と更なる利活用を図るため、自治体としての責務を認識しながら、より良い自転車施策を推進するため、関係各位に下記の事項を要望する。

記

- 1 駅周辺における放置自転車台数は全体としては減少したが、地域によっては鉄道駅周辺の放置自転車は相変わらず劣悪な状況にあり、歩行者の通行の妨げになっているほか、駅周辺の環境悪化の要因となっている。

各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性を高めるためにも、自ら自転車駐車を整備・運営するほか、自転車駐車の用地を市区町村へ無償提供するなど、自転車等駐車対策をより一層積極的に推進すること。

国においては、未だに放置自転車対策に苦慮している鉄道駅に対し、自転車駐車の付置を義務付けるよう関係法令の改正を行うとともに、鉄道事業者自らが自転車駐車場設置を推進するための支援・助成措置を講じること。

国及び都道府県の道路管理者においては、自らが管理する道路上の放置自転車対策は自らの責任で行うべきことを再認識し、自らも駅周辺に自転車駐車を整備するとともに、市区町村と連携、協力して、放置自転車等の撤去など放置自転車対策に積極的に取り組むこと。

交通管理者においては、駅周辺における違法駐車の取り締まりを強化するとともに、特に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関

する法律」の対象とならない 50cc 以上の原動機付自転車や自動二輪車については、歩道上も含めて警告や取締りを強化すること。

- 2 自転車活用推進法の趣旨を実現するためには、自転車専用道路・自転車走行レーンの整備やナビラインの設置など、自転車走行環境を向上させるとともに、新たな自転車活用策として、シェアサイクルの普及・啓発等にも取り組む必要がある。さらに、環境配慮の面からも撤去自転車の再利用を一層促進する必要がある。

国においては、自転車対策の最前線を担っている市区町村の意向を尊重して、自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画を定めるとともに、市区町村が行う自転車走行環境の整備やシェアサイクルの普及・啓発等に対する支援・助成措置を大幅に拡充・拡大すること。また、自転車の再活用を促進し保管の負担を軽減するため、遺失物の例に倣い関係法令を改正し、公示の日から所有権移転までの期間を6か月から3か月に短縮すること。

国及び都道府県の道路管理者においては、自らが管理する道路について、市区町村の模範となるよう、自転車走行環境の整備を積極的に推進すること。

- 3 自転車は他の交通機関に比べ、環境にやさしく健康的であるほか、災害時に強い移動手段としても見直されている。自転車の利活用を推進し、適正な利用を住民レベルで定着させるためには、自転車走行環境の整備に加え、すべての道路利用者の順法意識やマナーの向上が不可欠である。

近年、社会問題となりつつある自転車と歩行者の事故を未然に防ぐため、国及び都道府県は市区町村と連携して、自転車利用者に交通安全に係る教育及び啓発を積極的に行うこと。

また、交通管理者は、自転車関連交通法規の分かりやすい啓発を行うほか、車道での自転車と自動車等の安全な共存を図るため、取り締まりの向上を含めたドライバー教育の徹底など、全国民に対する交通安全教育の充実を図ること。

併せて、全ての自転車の歩道走行を誘導しかねない、自転車の歩道通行の例外規定を、自転車走行環境の整備と合せて抜本的に見直すこと。

以上決議する。

平成29年5月11日

全国自転車問題自治体連絡協議会

全国自転車問題自治体連絡協議会

会 員 名 簿

平成29年4月1日現在

(会員数 118団体)

地区 都道府県 会員自治体名

北海道	北海道	札幌市
東北	岩手県 宮城県 秋田県 福島県	盛岡市 仙台市 秋田市 福島市 郡山市 いわき市
北関東	茨城県 栃木県	水戸市 土浦市 宇都宮市
埼玉	埼玉県	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 上尾市 越谷市 蕨市
千葉	千葉県	市原市
東京特別区	東京	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
東京多摩	東京	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 調布市 小金井市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 小田原市 相模原市 海老名市
北陸	新潟県 富山県	新潟市 富山市 高岡市
東海中部	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	長野市 岐阜市 大垣市 静岡市 浜松市 三島市 名古屋市 津市

地 区 都道府県 会 員 自 治 体 名

近 畿	京 都 府 奈 良 県 和 歌 山 県	京都市 奈良市 和歌山市
大 阪	大 阪 府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 松原市 東大阪市 大阪狭山市 門真市
兵 庫	兵 庫 県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 宝塚市 川西市
中 国	島 根 県 岡 山 県 広 島 県	松江市 岡山市 倉敷市 広島市 福山市
四 国	徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 高 知 県	徳島市 高松市 松山市 高知市
九 州	福 岡 県 佐 賀 県 熊 本 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県	北九州市 福岡市 久留米市 佐賀市 熊本市 宮崎市 鹿児島市 南さつま市

賛助会員	一般財団法人 日本自転車普及協会 一般財団法人 自転車産業振興協会 一般社団法人 自転車駐車場工業会 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 一般社団法人 自転車安全対策協議会
------	---

全国自転車問題自治体連絡協議会規約

(名 称)

第一条 本会の名称は、全国自転車問題自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第二条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車対策を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第三条 協議会は、前条の目的を達成するために、自転車問題に関する次に掲げる事業を行う。

- 1 自転車利用にかかる諸施策の調査、研究及び提言
- 2 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請
- 3 自転車問題に係る講演、研修
- 4 自治体相互及び関係機関との情報交換
- 5 その他目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第四条 協議会は、第二条の目的に賛同する正会員及び賛助会員により組織し、次に掲げるものをもって会員とする。

- 1 正会員・・・普通地方公共団体及び特別地方公共団体
 - 2 賛助会員・・・前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者
- 二 協議会は、会員相互の連絡継走を密にするため、地区割りを別に定める。
- 三 協議会は、会員以外の者で、協議会の事業に協力する国及び都道府県を協力団体とすることができる。

(役 員)

第五条 協議会に次の役員を置く。

- 1 会長 一名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 二十名以内（会長、副会長を含む。）
- 4 監事 二名

二 役員は、協議会を組織する地方公共団体の長をもって充てる。

(会 長)

第六条 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

二 会長は副会長の中から互選する。

(副会長)

第七条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

二 副会長は、理事の中から互選する。

(理 事)

第八条 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。

二 理事は、各地区毎に一名選出する。

(監 事)

第九条 監事は協議会の会計を監査する。

二 監事は、会長、副会長、理事以外の会員から理事会において選出する。

(役員任期)

第十条 役員任期は二年とし、再任をさまたげない。

二 役員任期の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補選された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問及び相談役)

第十一条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

二 会長は、理事会の承認を得て顧問又は相談役を委嘱する。

三 顧問及び相談役は、協議会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第十二条 協議会は、主たる事務局を会長の属する団体内に、従たる事務局を理事の属する団体内に置き、必要な職員を配置する。

二 主たる事務局には次の職員を置き、会長が任命する。

- (1) 事務局長 一 名
- (2) 事務局参与 若干名
- (3) 事務局特命参与 若干名
- (4) 事務長 一 名

三 従たる事務局には次の職員を置き、各理事が任命する。

- (1) 事務局参与 若干名

四 事務局長は、会長の命を受けて協議会の運営を総括し、会計を管理する。

五 事務局参与は、事務局長の命を受けて事務局の事務を管理する。

六 事務局特命参与は、事務局長を補佐し、助言する。

七 事務長は、事務局長の命を受けて事務局の事務を処理する。

(総 会)

第十三条 会長は、毎年一回総会を開催し、次に掲げる事項を決議する。

- 1 規約の改正に関する事
- 2 役員選任に関する事
- 3 事業報告及び事業計画に関する事
- 4 予算及び決算に関する事
- 5 その他、役員会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

二 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第十四条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、次に掲げる事項を審議し議決する。

- 1 総会に付すべき事項
 - 2 総会より委任された事項
 - 3 その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 二 役員会には、理事で構成する理事会を置き、次に掲げる事項を審議する。
- 1 会長、副会長並びに監事の選出に関する事項
 - 2 顧問及び相談役の承認に関する事項

(会 議)

第十五条 総会及び役員会（以下「会議」という。）の議長は会長もしくは会長が指名する者をもって充てる。

二 会議は、会議を構成する者の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとみなす。

三 会議に欠席する者は、その代表権の行使を会議に出席する他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

四 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第十六条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

二 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

三 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成四年二月十三日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成五年五月二十四日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成八年五月二十三日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成十一年五月二十日から施行する。